

## 令和4年度 事業計画

公益社団法人やまがた被害者支援センターは、事件・事故等の被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対して、精神的支援その他各種支援事業を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り被害者等の早期被害回復及び軽減に資するため、次の事業を行う。

### 1 被害者等支援事業

#### (1) 相談事業

##### ア 電話相談

- 相談電話を開設し、被害者等からの相談を受け、悩みの軽減や解決のための支援を行う。
  - ・ 電話相談は、月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時までとする。（祝日・年末年始を除く。）
  - ・ 「庄内出張相談所」（酒田市若浜町所在 旧酒田保健所庁舎1階）は、毎週水曜日に開設（10:00～16:00）し、庄内地方の相談者の利便性を図っている。
- 当センターのホームページにメールによる相談の問い合わせ窓口を設け利便性を図っている。

##### イ 面接相談

専門的な知識技能の習得し訓練を積んだ相談員が相談に応じる。また、必要に応じて公認心理師・臨床心理士、弁護士、医師等を紹介し、専門的見地から悩みなどの解決や心のケアを行う。

面接は、随時、予約制で行うとともに、相談者のプライバシーに配慮し適切に対応する。

#### (2) 直接支援事業

##### ア 危機介入

相談活動の過程及び「犯罪被害者等早期援助団体」として警察からの情報提供を受けた場合、その状況に応じて危機介入など迅速な直接的支援を行う。

被害発生直後、被害者等の要望に応じて被害者等の自宅訪問や病院等への付添い、カウンセリング、家事の支援・家族の世話等の直接的支援を行う。

##### イ 付添い

被害者等の要望に応じ、病院等の医療機関、警察署、検察庁、裁判所、弁護士事務所、更に、市町村等関係機関等への付添い支援を行う。

##### ウ 役務の提供、物品の供与・貸与

被害者等の要望に応じ、家事や身の回りの世話等労務の提供による支援、急を要する場合における物品の供与・貸与等を行う。

#### (3) 犯罪被害者等給付金の申請補助事業、被害者緊急支援金交付事業

- 犯罪被害者等給付金の概要、申請から給付までの手続き・申請書類の記載事項の説明等各種申請に関する補助を行う。

- 犯罪被害者の差し迫った経済的困窮を支援するため、全国ネットワークの緊急支援制度に加え、本県独自の緊急支援金制度を効果的に運用し支援していく。

## 2 「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポ やまがた）」の効果的運用

山形県から業務委託を受け、平成28年4月から「べにサポ やまがた」を開設しているが、性犯罪や性暴力等に関する相談が増加傾向にあり、その内容も複雑・多様化するとともに継続して支援しなければならない事案が多くなっている。

このような実態を踏まえて、相談の受理や面接等の支援体制の充実を図るほか、次の事項について重点的に推進する。

### (1) 「べにサポやまがた」の相談等支援体制

相談受理にあたる相談員は、専門的立場からアドバイス等を行うコーディネーターを配置し、複雑・多様化する相談に的確に対応していく。

特に、国のコールセンターが受け付けた相談に関して、緊急対応が必要な相談（オンコール対応）については、相互に連携を図りながら効果的な支援業務を実施していく。

### (2) 教育関係機関等との連携強化

- 被害年齢層をみると、低年齢化の傾向にあることから、学校をはじめ教育部門と連携した啓発活動を進める。

- SNS利用に起因する子どもの性被害防止のため、保護者や子ども向けのリーフレットを作成し、県内の全小学校（対象6年生）及び教育機関に配布し啓発活動を積極的に展開していく。

### (3) 支援活動員のスキルアップ

- 複雑・多様化する相談に的確に対応するため、各種研修会に支援活動員を派遣するとともに、支援活動員個々のスキルアップを図るため、定期的にロールプレイ等の小グループ研修の機会を設けていく。

- 当センターで企画する独自の研修会では、臨床心理や児童心理部門等の講師を招聘するなど、専門的知識の習得をすすめていく。

## 3 国が設置する「性暴力被害者支援のためのコールセンター」との連携

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日関係府省会議決定）に基づくワンストップ支援センターの強化策として、令和3年10月1日から、夜間休日対応のコールセンターが運用開始された。

令和4年4月1日からは、コールセンターが受け付けた相談のうち、緊急対応が必要な相談については、べにサポやまがたに引き継がれ、24時間365日体制で対応することとなる。

当センターとしては、次により支援体制を整備し対応していく。

### ① 夜間休日における緊急対応要請に対応する支援指揮体制の整備

- 専務理事等（3名）による受信待機体制による支援指揮（輪番により年間実施）
- 指定支援員（2名編成）による直接支援

### ② 警察及び協力医療機関との連携

- 警察に相談・届出の希望のある相談者（被害者等）に対して、付添支援等必要

な支援を行い、警察に引継ぎをする。

- 警察に相談・届出の希望のない相談者に対しては、県内の各地域毎に指定されている急性期対応の協力医療機関（14 病院）との連携を図り、病院等に対する相談者への付添い支援を行なっていく。

③ 指定支援員等への指導教養の実施

病院付添い支援等のマニュアルを作成し、指定支援員に対する具体的な指導教養を実施するとともに、個人情報の保護等の徹底を指導していく。

4 「犯罪被害者支援県民のつどい2022」の開催

社会全体で犯罪被害者等の支援が推進されることを目的に、広く県民を対象とした広報啓発を行なうため「県民のつどい2022」を開催する。

- 日時 令和4年11月22日(火)
- 場所 山形国際交流プラザ

5 関係機関・団体との連携強化

被害者の声は多様であり、一人ひとり異なる被害者の声に的確に応えられる支援を行うためには、関係機関・団体等との連携が不可欠である。

- (1) 山形県が策定する「山形県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、関係機関団体と連携・協働した活動を行う。

特に、県の所管部局（防災くらし安心部消費生活・地域安全課）とは緊密に連携し各種施策を積極的に推進する。

- (2) 山形県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」として指定された団体として、取扱う個人情報の管理を徹底するとともに、警察等司法関係機関と連携を図りながら被害直後から適切な支援を行っていく。

- (3) 地域住民に最も身近で多くのサービスを直接提供している市町村が、関係機関団体と連携・協力し地域の実情に応じたきめ細やかで途切れることのない被害者支援が行なわれることが重要である。

このようなことから、引き続き、県及び警察、関係機関団体等と連携しながら、市町村における被害者支援に特化した条例の制定を要請していくこととする。

- (4) 被害者等の病院付添い、裁判所への付添いや代理傍聴、検察庁付添いなどの直接支援活動を効果的に行うため、関係機関等との緊密な連絡調整を行っていくこととする。

6 支援活動員の養成・教養

(1) 新規支援活動員の養成

- 県・市町村広報紙、ホームページ等を通じて広く支援活動員候補者を募集し、応募者に対する個々面接等により候補者を選考する。
- 選考された候補者に対しては、年間計画に基づき「養成講座カリキュラム」により必要な知識・技能に関する指導教養を行い支援活動員として養成する。

## (2) 現役支援活動員の指導・教養

複雑・多様化、長期化する相談及び支援に対して、被害者に寄り添ったきめ細かな支援を継続していくため、支援活動員個々の一層の資質の向上を図っていく必要がある。

### ア 全国ネットワーク及びブロック研修会等への参加

- 全国ネットワークが主催するフォーラムや全国研修会に参加し、精神保健やメンタルヘルスケア等専門的知識・技能の習得を図る。
- 全国ネットワークと北海道・東北各県が持ち回りで開催する年2回の質的向上研修会に派遣し、複雑・多様化する相談事案に的確に対応できる支援活動員個々のスキルアップを図っていく。

### イ 年間計画に基づく体験・実践型の研修会等の実施

本県独自に支援活動員個々のスキルアップを図るため、NNVS認定コーディネーター等を講師として招聘するなどして、年3回(概ね6月・12月・翌年3月)の実践的な研修を行なう。

### ウ 嘱託公認心理師等による指導助言等

- 事案を想定した小グループによるロールプレイ等を計画的に実施するとともに、公認心理師等の指導助言等により実践的かつ具体的な対処能力を身につける。
- 相談及び支援業務に従事する支援活動員の二次被害を未然に防止するため計画的に公認心理師によるスーパービジョンを行なう。

注)「スーパービジョン」とは、公認心理師等が支援活動員に対して行なうカウンセリング、指導及び助言をいう。

### エ 部外関係機関との連携と情報の共有

精神保健、メンタルケア等の専門的な機関団体等の主催する各種研修会等に積極的に参加し、情報の交換・共有により円滑な支援業務を行なっていくために連携を強化する。

## 7 自助グループへの支援

- 被害者等で組織する自助グループには、被害者支援に関する情報提供や被害者同士が交流するための会場の提供等必要な支援を行うとともに、被害者同士が共感し合える環境づくりに配慮していく。
- 本県における自助グループの交通事故遺族の会「こまくさの集い」には、今後とも、適切な支援を行うとともに、各種会議研修やシンポジウムなどに会員を派遣していく。

## 8 広報啓発活動の展開

広く県民に対して、被害者のおかれた現状と支援の必要性について理解を得るとともに、当センターの事業内容の周知を図るため、各種広報媒体を活用し次の事業を行う。

- ① 機関紙「やまがた被害者支援センターだより」の定期発行(年2回:2月・8月)
- ② 広報紙・誌、ポスター、パンフレット等の作成配布
- ③ 被害者支援の必要性を啓発するため、講演会、研修会等の開催
- ④ ラジオ・テレビ、新聞等のメディアを媒体とした広報、啓発の実施

- ⑤ ホームページによる情報の提供
- ⑥ 大型店舗等での街頭キャンペーン活動の実施
- ⑦ 講演等各種広報啓発活動を活用しての会員募集の実施
- ⑧ 「命の大切さを学ぶ教室」への講師派遣等連携の推進
- ⑨ 「大切な命を守る中学生・高校生作文コンクール」への協力(全国ネットワーク後援)
- ⑩ 犯罪被害者週間(全国一斉11月25日～12月1日)における広報啓発活動の展開

## 9 全国ネットワーク主催の会議・研修会への参加

### (1) 全国ネットワーク主催会議・研修会等(開催地:東京都)

- ・新任事務局長等研修 4月18日(月)(Web会議)
- ・全国事務局長等会議 4月19日(火)(Web会議)
- ・定時社員総会 6月14日(火)(Web会議)
- ・支援活動責任者研修 8月5日(金)・6日(土)
- ・全国理事長会議 8月9日(火)
- ・全国被害者支援フォーラム 10月\*日
- ・秋期全国研修会 10月\*・\*日
- ・自助グループ・ファシリテーター研修 12月2日(金)・3日(土)
- ・春期全国研修会(コーディネーター・NNVS認定研修)翌年1・2月

### (2) 北海道・東北ブロック事務局長等会議

(日程未定)(開催地:北海道)

### (3) 北海道・東北ブロック質的向上研修会

- ・上半期研修会 7月21日(木)・22日(金) (開催地:山形県)
- ・下半期研修会 日程未定(10月から翌年3月までの間)(開催地:秋田県)

## 10 当センター主催の会議・研修会の開催

### (1) 定時総会の開催

定款に基づく、事業報告・収支決算等の審議を行なうため、定時の社員総会を開催する。

- ・日時 令和4年6月2日(木)
- ・場所 国際交流プラザ(ビッグウイング)

### (2) 理事会の開催

総会提出案件である業務計画・実施状況及び収支予算・決算等の審議、事業報告を行うため年4回(概ね4月、5月、9月、翌年3月)理事会を開催する。

### (3) 専門部会

必要に応じて専門的な事業を推進するため専門部会を開催する。

## 11 組織及び財政基盤の確立

### (1) 会員の拡大

組織運営の基盤となる正会員の加入を積極的に勧めるとともに、当センター事業に

賛同する賛助会員の加入促進を図っていく。

(2) 寄付金付自動販売機設置の拡大

財政基盤の安定化のため、自動販売機の設置事業所等の理解と協力を得ながら、引き続き寄付金付き自動販売機の設置運用を進めていく。

(3) ホンデリング事業の推進

不用になった中古本（書籍）売却益の寄付を募るホンデリング事業を進めるとともに、当センターのホームページ等を活用しながら一層の周知を図っていく。

（注）「ホンデリング事業の推進」とは、不用になった中古本を売却した利益を被害者支援に活用する事業をいう。